

第 7 0 3 号  
平成24年11月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

| 規 則                                   | 番号  | 頁数 |
|---------------------------------------|-----|----|
| ・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則                  | 27  | 1  |
| ・天理市土地開発公社職員を採用する場合の任用、給与等の特例措置に関する規則 | 28  | 2  |
| 告 示                                   | 番号  | 頁数 |
| ・放置自転車等の保管について                        | 378 | 2  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 379 | 3  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 380 | 3  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 381 | 4  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 382 | 4  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 383 | 5  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 384 | 5  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 385 | 5  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 386 | 6  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 387 | 6  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 388 | 6  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 389 | 7  |
| ・公示送達について                             | 390 | 7  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 391 | 8  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 392 | 8  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 393 | 8  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 394 | 9  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 395 | 9  |
| ・放置自転車等の保管について                        | 396 | 10 |

| ・放置自転車等の保管について                  | 397 | 10 |
|---------------------------------|-----|----|
| ・放置自転車等の保管について                  | 398 | 10 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 399 | 11 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 400 | 11 |
| ・公示送達について                       | 401 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 402 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 403 | 12 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 404 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 405 | 13 |
| ・放置自転車等の保管について                  | 406 | 13 |
| 公 告                             | 番号  | 頁数 |
| ・土地改良事業計画書の縦覧公告について             | 42  | 14 |
| ・大和都市計画地区計画の縦覧について              | 43  | 14 |
| ・「天理市公告第13号 予防接種の実施について」の変更について | 44  | 14 |
| 教育委員会                           | 番号  | 頁数 |
| ・定例教育委員会の招集について                 | 12  | 15 |
| 農業委員会                           | 番号  | 頁数 |
| ・農業委員会の招集について                   | 11  | 15 |
| 監査委員                            | 番号  | 頁数 |
| ・財政援助団体等監査の結果について               | 3   | 16 |

## 規 則

(平成24年10月26日掲示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年10月26日

天理市長 南 佳 策

### 天理市規則第27号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。  
第33条に次の1項を加える。

- 前項各号に該当する事務で効率化を図ることができると認められるものについては、各課相互間において集約し、処理することができる。

附 則

この規則は、平成24年11月1日から施行する。

(平成24年10月26日掲示済)

天理市土地開発公社職員を採用する場合の任用、給与等の特例措置に関する規則をここに公布する。  
平成24年10月26日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第28号

天理市土地開発公社職員を採用する場合の任用、給与等の特例措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市土地開発公社(以下「公社」という。)の解散に伴い、再就職を必要とする公社職員を本市職員に採用する場合の任用、給与等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(採用の方法等)

第2条 公社職員を本市職員に採用する場合には、選考により行うことができる。

2 前項の選考は、公社における勤務実績に基づく評定及び面接試験、作文その他の方法により職務遂行能力の有無を判定するものとする。

(初任給基準表の適用方法等)

第3条 公社職員から引き続き天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。)第3条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員(以下「市職員」という。)となった者のうち、次の各号に掲げる者に対する初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和55年3月天理市規則第11号。以下「初任給等規則」という。)別表第6(ア)に定める行政職給料表初任給基準表の適用については、当該各号に定める区分に応じ、同表の試験欄の「正規の試験」の区分によることができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学卒業の程度の採用試験の結果に基づき公社に職員として採用された者 上級

(2) 学校教育法に規定する短期大学又は高等専門学校卒業の程度の採用試験の結果に基づき公社に職員として採用された者 中級

(3) 学校教育法に規定する高等学校卒業の程度の採用試験の結果に基づき公社に職員として採用された者 初級

(給料月額の設定等)

第4条 公社職員から引き続き市職員となった者(以下「元公社職員」という。)の給料月額は、あらかじめ市長の承認を得て、その者が公社職員に採用されたときに市職員となり引き続き在職したものとみなして初任給等規則の規定を適用した場合に得られる給料月額に決定することができる。

(期末手当及び勤勉手当)

第5条 元公社職員の給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号。以下「給料等規則」という。)第24条に定める期末手当に係る在職期間の算定については、給与条例第20条第1項に規定する基準日以前の期間において公社に在職した期間を通算する。

2 元公社職員の勤勉手当の支給に係る給料等規則第29条及び第30条に規定する勤務期間の算定については、給与条例第21条第1項に規定する基準日以前の期間において公社に在職した期間を通算する。

(採用時の健康診断)

第6条 公社職員を市職員として採用する場合における労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第43条に規定する健康診断の実施に当たっては、その者が採用日の前日の属する年度内に公社において当該健康診断における検査と同一の項目について検査を受けているときは、当該項目については検査を要しないものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

(平成24年10月9日掲示済)

天理市告示第378号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年10月9日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1  
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年10月9日から平成24年12月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
  - (2) 移動・保管費用（1台につき）
    - ア 移動費 2,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先  
天理市自転車等保管施設 電話 0743 - 62 - 7778  
天理市総務部地域安全課 電話 0743 - 63 - 1001

（平成24年10月10日揭示済）

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月10日から平成24年12月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年10月10日揭示済）

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日  
平成24年10月10日
  - 3 移動対象区域  
天理市田部町537番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月10日から平成24年12月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月11日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月11日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月11日から平成24年12月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月12日揭示済)

天理市告示第382号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月12日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月12日から平成24年12月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月15日掲示済)

天理市告示第383号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月15日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月15日から平成24年12月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月15日掲示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月15日
  - 3 移動対象区域  
天理市三島町406番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月15日から平成24年12月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月16日掲示済)

天理市告示第385号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年10月16日

- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月16日から平成24年12月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月17日揭示済)

天理市告示第386号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月17日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月17日から平成24年12月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月18日揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月18日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月18日から平成24年12月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月19日揭示済)

天理市告示第388号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月19日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月19日から平成24年12月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月22日揭示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月22日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月22日から平成24年12月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月23日揭示済)

天理市告示第390号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年10月23日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略  
(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成24年10月23日掲示済)

天理市告示第391号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月23日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月23日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月23日から平成24年12月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月24日掲示済)

天理市告示第392号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月24日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月24日から平成24年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月24日掲示済)

天理市告示第393号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年10月24日



- 3 移動対象区域  
天理市川原城町249番地1先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月24日から平成24年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年10月24日揭示済）

天理市告示第394号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月24日
  - 3 移動対象区域  
天理市田町111番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月24日から平成24年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成24年10月24日揭示済）

天理市告示第395号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月24日
  - 3 移動対象区域  
天理市丹波市町21番地2先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月24日から平成24年12月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

(平成24年10月25日掲示済)

天理市告示第396号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月25日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月25日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月25日から平成24年12月23日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月26日掲示済)

天理市告示第397号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月26日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月26日から平成24年12月24日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月26日掲示済)

天理市告示第398号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年10月26日

- 3 移動対象区域  
天理市田部町570番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月26日から平成24年12月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月29日揭示済)

天理市告示第399号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月29日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月29日から平成24年12月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月30日揭示済)

天理市告示第400号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月30日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月30日から平成24年12月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年10月31日揭示済)

天理市告示第401号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成24年10月31日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成24年10月31日揭示済)

天理市告示第402号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年10月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成24年10月31日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年10月31日から平成24年12月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成24年11月1日揭示済)

天理市告示第403号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年11月1日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年11月1日から平成24年12月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月2日揭示済)

天理市告示第404号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成24年11月2日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年11月2日から平成24年12月31日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成24年11月2日揭示済)

天理市告示第405号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成24年11月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日  
平成24年10月31日
- 3 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成24年10月31日から平成25年4月30日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
  - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
  - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 7 連絡先  
ミデイ総合管理(株) 電話 06-4399-8088  
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成24年11月5日揭示済)

天理市告示第406号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成24年11月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日

- 平成24年11月5日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成24年11月5日から平成25年1月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成24年10月15日揭示済)

### 天理市公告第42号

#### 土地改良事業計画書の縦覧公告

奈良県農地有効活用促進事業(山田町下:頭首工)について、土地改良事業計画を定めたので、自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第59条により一部改定された土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第7項の規定に基づき、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年10月15日

天理市長 南 佳 策

#### 記

1. 事業計画 農業体質強化基盤整備事業(庵治地区)
2. 縦覧期間 平成24年10月15日から  
平成24年11月5日までの20日間
3. 縦覧場所 天理市役所 環境経済部 農林課

(平成24年10月17日揭示済)

### 天理市公告第43号

大和都市計画地区計画を変更するため、都市計画法(昭和43年法律第100号)第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成24年10月17日

天理市長 南 佳 策

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
天理市櫛本町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所  
天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日  
平成24年10月17日から10月31日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成24年10月31日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成24年11月1日揭示済)

### 天理市公告第44号

#### 「天理市公告第13号 予防接種の実施について」の変更について

予防接種実施規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第137号)により新たに定期予防接種を行うこととなったので、平成24年4月1日付け、天理市公告第13号の一部に次のものを追加する。

平成24年11月1日

天理市長 南 佳 策

訂正前

1 定期予防接種と実施方法（類）

| 予防接種名                   | 対 象 | 実施場所     | 実施日時 |
|-------------------------|-----|----------|------|
| 不活化ポリオ                  | (略) | 市内指定医療機関 | 通年   |
| B C G                   | (略) |          |      |
| 三種混合<br>(ジフテリア・百日咳・破傷風) | (略) |          |      |
| 二種混合<br>(ジフテリア・破傷風)     | (略) |          |      |
| 二種混合(麻疹・風疹)             | (略) |          |      |
| 日本脳炎第1期                 | (略) |          |      |
| 第2期                     | (略) |          |      |

定期予防接種と実施方法（類） 略  
2から5まで 略

訂正後

1 定期予防接種と実施方法（類）

| 予防接種名                              | 対 象          | 実施場所     | 実施日時 |
|------------------------------------|--------------|----------|------|
| 不活化ポリオ                             | (略)          | 市内指定医療機関 | 通年   |
| B C G                              | (略)          |          |      |
| 四種混合<br>(ジフテリア・百日咳・破傷風・<br>不活化ポリオ) | 生後3ヶ月～90ヶ月未満 |          |      |
| 三種混合<br>(ジフテリア・百日咳・破傷風)            | (略)          |          |      |
| 二種混合<br>(ジフテリア・破傷風)                | (略)          |          |      |
| 二種混合(麻疹・風疹)                        | (略)          |          |      |
| 日本脳炎第1期                            | (略)          |          |      |
| 第2期                                | (略)          |          |      |

定期予防接種と実施方法（類） 略  
2から5まで 略

## 教育委員会

(平成24年10月30日揭示済)

天教告示第12号

平成24年11月8日午後2時00分から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。  
平成24年10月30日

天理市教育委員会  
委員長 藤田多枝

## 農業委員会

(平成24年10月30日揭示済)

天農委告示第11号

平成24年11月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。  
平成24年10月30日

天理市農業委員会  
会長 藏本純次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
- 議案第5号 その他  
農地法第3条に係る買受適格証明について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について  
市街化区域の専決処分について（報告）

## 監査委員

（平成24年10月30日揭示済）

天監委告示第3号

財政援助団体等監査の結果について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により、平成24年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成24年10月30日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 天理市監査委員 | 梅 | 崎 | 浩 | 充 |
| 天理市監査委員 | 別 | 所 | 矩 | 佳 |
| 天理市監査委員 | 岡 | 部 | 哲 | 雄 |



## 1 監査の種別 財政援助団体等監査

## 2 監査の執行期間及び監査対象

| 監査執行期間           | 監査対象        | 所管部課   |
|------------------|-------------|--------|
| 平成24年9月27日～9月28日 | 財団法人天理市開発公社 | 総務部総務課 |

## 3 監査の範囲

当該出資団体における平成23年度の出納に関する事務の執行状況

## 4 監査の方法

平成23年度事業報告書及び収支決算書に基づき、出納に関する事務の執行状況について、資料提出を求め、必要に応じて関係職員から説明を徴取し監査を行った。

## 5 監査の結果

天理市開発公社(出資団体)に係る出納の事務は、適正に執行されていると認められた。

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 出資額 10,000,000円

(2) 組織(平成23年3月31日現在)

理事 10名(うち理事長1名、副理事長1名、常務理事1名)  
監事 2名  
職員 8名

(3) 平成23年度事業報告書

当社は、産業経済の発展と市民生活の向上のため、天理駅前駐車場事業及び天理市から指定を受けた事業の管理運営を行いました。

1. 自主事業

天理駅前駐車場事業

天理駅及び駅周辺を利用する市民、来訪者の自動車の駐車に利便を図るために駐車場を設置し、その運営を行いました。

|         |          |        |          |
|---------|----------|--------|----------|
| 年間総利用台数 | 127,403台 | 0422年度 | 129,892台 |
| 一般車両    | 125,216台 |        |          |
| 定額車両    | 1,450台   |        |          |
| 自動二輪車   | 737台     |        |          |

2. 指定管理者指定の事業

財団法人天理市開発公社寄附行為第3条の規定に基づき天理市より指定管理の指定を受け、その管理を行いました。

(1) 火葬場管理業務

|          |                            |        |      |
|----------|----------------------------|--------|------|
| 年間火葬等の件数 | 831件                       | 0422年度 | 743件 |
| 火 葬      | 704件 (市内 627件)<br>(市外 77件) | 0422年度 | 650件 |
| 汚物の焼却    | 127件                       | 0422年度 | 93件  |

(2) 自転車等駐車場管理業務

|           |      |          |        |          |
|-----------|------|----------|--------|----------|
| 年間総利用台数   |      | 113,808台 | 0422年度 | 120,673台 |
| 自転車       | 一時利用 | 95,233台  | 0422年度 | 101,798台 |
|           | 定期利用 | 9,039台   | 0422年度 | 8,976台   |
| 電動アシスト自転車 | 一時利用 | 8,359台   | 0422年度 | 8,767台   |
|           | 定期利用 | 1,176台   | 0422年度 | 1,133台   |

(3) 駅前広場コインパーキング管理業務

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 年間総利用台数 | 33,023台 | 0422年度 | 33,777台 |
| 無料精算    | 25,800台 | 0422年度 | 25,334台 |
| 現金精算    | 7,223台  | 0422年度 | 8,443台  |

3. 庶務関係

平成23年4月28日 平成22年度収支決算の監査が行われました。

平成23年5月24日 定例理事会

- 案件 (1) 役員の変更について  
 (2) 平成22年度事業報告及び平成22年度収支決算の承認について  
 (3) 評議員選定委員会における最初の評議員の選任方法を定めることについて

平成23年7月28日 臨時理事会

案件 評議員選定委員会委員の選任について

平成23年9月27日 臨時理事会

- 案件 (1) 審判行為の全部改正について  
 (2) 評議員の推薦につき意見を求めることについて  
 (3) 理事長の選任について  
 (4) 常務理事の選任について

平成23年10月1日 臨時理事会

案件 平成23年度収支補正予算(第1号)について

平成24年3月27日 定例理事会

案件 平成24年度事業計画及び平成24年度収支予算について

(4) 平成23年度決算報告書

収益的收入及び支出

| 区 分        | 予 算 額       |           |             | 決 算 額       | 予算額に比べ<br>決算額の増減<br>(△は、減) | 備 考 |
|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|----------------------------|-----|
|            | 当初予算額       | 補正予算額     | 合 計         |             |                            |     |
| 第1款 開発事業収益 | 237,235,000 | 4,725,000 | 241,960,000 | 241,606,241 | △ 353,759                  |     |
| 第1項 事業収益   | 210,340,000 | 4,725,000 | 214,865,000 | 213,643,450 | △ 1,221,550                |     |
| 第2項 事業外収益  | 27,095,000  | 0         | 27,095,000  | 27,962,791  | 867,791                    |     |

| 区 分        | 予 算 額       |           |             | 決 算 額       | 不用額       | 備 考 |
|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-----------|-----|
|            | 当初予算額       | 補正予算額     | 合 計         |             |           |     |
| 第1款 開発事業費用 | 237,235,000 | 4,725,000 | 241,960,000 | 238,469,047 | 3,490,953 |     |
| 第1項 事業費用   | 237,235,000 | 4,725,000 | 241,960,000 | 238,469,047 | 3,490,953 |     |

資本的收入及び支出

| 区 分          | 予 算 額 |       |       | 決 算 額 | 予算額に比べ<br>決算額の増減<br>(△は、減) | 備 考 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|----------------------------|-----|
|              | 当初予算額 | 補正予算額 | 合 計   |       |                            |     |
| 第1款 資本的收入    | 1,000 | 0     | 1,000 | 0     | △ 1,000                    |     |
| 第1項 固定資産売却代金 | 1,000 | 0     | 1,000 | 0     | △ 1,000                    |     |

| 区 分       | 予 算 額   |       |         | 決 算 額   | 不用額     | 備 考 |
|-----------|---------|-------|---------|---------|---------|-----|
|           | 当初予算額   | 補正予算額 | 合 計     |         |         |     |
| 第1款 資本的支出 | 400,000 | 0     | 400,000 | 263,300 | 136,700 |     |
| 第1項 建設改良費 | 400,000 | 0     | 400,000 | 263,300 | 136,700 |     |

※ 資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額136,700円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんした。

(5) 損益計算書

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

(単位:円)

|                  |                   |                    |                  |
|------------------|-------------------|--------------------|------------------|
| 1. 事業収益          |                   |                    |                  |
| (1) 駐車場収入        | 85,802,200        |                    |                  |
| (2) 火葬場受託収入      | 90,414,000        |                    |                  |
| (3) 自転車等駐車場受託収入  | 59,141,000        |                    |                  |
| (4) 駅前広場受託収入     | 27,908,000        |                    |                  |
| (5) 管理運営収入       | <u>10,778,150</u> | 213,043,450        |                  |
| 2. 事業費用          |                   |                    |                  |
| (1) 駐車場営業費       | 97,098,340        |                    |                  |
| (2) 火葬場管理運営費     | 50,414,900        |                    |                  |
| (3) 自転車等駐車場管理運営費 | 58,141,000        |                    |                  |
| (4) 駅前広場管理運営費    | 27,500,000        |                    |                  |
| (5) 管理運営費        | <u>4,207,707</u>  | <u>238,469,047</u> |                  |
| 事業利益             |                   |                    | △ 24,825,597     |
| 3. 事業外収益         |                   |                    |                  |
| (1) 受取利息         | 200,555           |                    |                  |
| (2) 雑収入          | 756,235           |                    |                  |
| (3) 負担金収入        | <u>27,000,000</u> | 27,962,791         |                  |
| 経常利益             |                   |                    | <u>3,137,194</u> |
| 当期純利益            |                   |                    | <u>3,137,194</u> |

(6) 利益金処分計算書

自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日

(単位:円)

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 1 前期末繰越利益剰余金 | 167,887,632        |
| 2 当年度未処分利益   | 3,137,194          |
| 3 次期末繰越利益剰余金 | <u>171,025,026</u> |

備考

当年度未処分利益は、審附行為第14条第2項の規定により上記のとおり整理を行なう。

(7) 貸借対照表

|     |           | 平成24年3月31日 |             |            |
|-----|-----------|------------|-------------|------------|
|     |           | 資産の部       |             | (単位: 円)    |
| 1.  | 流動資産      |            |             |            |
| (1) | 現金・預金     |            |             |            |
|     | ア現金       | 1,569,941  |             |            |
|     | イ普通預金     | 87,784,132 |             |            |
|     | ウ定期預金     | 79,000,000 |             |            |
|     | 現金預金合計    |            | 168,354,073 |            |
| (2) | 未収金       |            | 5,983,907   |            |
|     | 流動資産合計    |            | 174,337,980 |            |
| 2.  | 固定資産      |            |             |            |
| (1) | 有形固定資産    |            |             |            |
|     | 駐車場施設     |            |             |            |
|     | ア機械、装置    | 70,838,802 |             |            |
|     | 減価償却累計額   | 38,785,261 | 32,053,541  |            |
|     | イ工具・器具・備品 | 14,989,438 |             |            |
|     | 減価償却累計額   | 12,108,618 | 2,581,820   |            |
|     | ウ車両運搬具    | 1,573,930  |             |            |
|     | 減価償却累計額   | 1,542,156  | 31,474      |            |
|     | 有形固定資産合計  |            | 34,698,835  |            |
| (2) | 無形固定資産    |            |             |            |
|     | ア電話加入権    |            | 397,656     |            |
|     | イ建物賃貸敷金   |            | 25,060,000  |            |
|     | 無形固定資産合計  |            | 25,447,656  |            |
| (3) | 投資        |            |             |            |
|     | アその他の投資   |            | 10,000      |            |
|     | 投資合計      |            | 10,000      |            |
|     | 固定資産合計    |            | 60,124,291  |            |
|     | 資産合計      |            | 234,472,271 |            |
|     |           | 負債の部       |             |            |
| 1.  | 流動負債      |            |             |            |
| (1) | 未払い費用     |            | 20,982,983  |            |
| (2) | 預り金       |            | 6,568,498   |            |
|     | 流動負債合計    |            | 26,981,171  |            |
| 2.  | 固定負債      |            |             |            |
| (1) | 退職給付引当金   |            | 16,786,074  |            |
|     | 固定負債合計    |            | 16,786,074  |            |
|     | 負債合計      |            | 43,447,245  |            |
|     |           | 資本の部       |             |            |
| 1.  | 基本金       |            | 20,000,000  | 20,000,000 |
| 2.  | 剰余金       |            |             |            |
| (1) | 利益準備積立金   |            | 167,887,832 |            |
| (2) | 当年度未処分利益  |            | 3,137,164   |            |
|     | 剰余金合計     |            | 171,025,028 |            |
|     | 資本合計      |            | 191,025,028 |            |
|     | 負債資本合計    |            | 234,472,271 |            |

むすび

以上が平成24年度財団法人天理市開発公社に係る監査を行った結果である。

事業報告及び決算諸表は法令に準拠し、適正に処理されていた。

今後も天理市の総合開発を推進するために、より効率的な事業運営に努められるよう要望する。